令和８年１１月１３日
相模原市発表資料

下水道事業会計における消費税の納税遅延について

下水道事業会計において、本来行うべき消費税の中間納付をせず未納となっていることが判明しましたので、次のとおりお知らせします。

本件について、市民の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

１　経　過

令和８年１１月１２日、令和８年度消費税中間申告納税に係る督促状が届いたことから、納税状況について確認したところ、令和８年９月３０日納期（第１回目～第３回目分）及び１１月２日納期（第４回目分）の合計２，１９８万３，２００円が未納であることが判明しました。

２　原因・対応

下水道事業会計では、消費税を申告し納税をしていますが、令和７年度の確定消費税額が中間納付した税額を下回ったことにより還付金が発生したため、令和８年度の中間納付が免除されるものと誤認していたことによるものです。

未納額については、１１月１６日付けで納税の手続を進めるとともに、
納税遅延に伴い発生する延滞税（約６万５，０００円）についても、手続を進めてまいります。

３　今後の対策（再発防止策等）

消費税の制度や手続の把握とともに、職員間での確認と情報共有を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ先
下水道経営課
直通電話　０４２－７０７－１８９０
対応責任者　長沼